

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 指定管理者の指定【環境局環境監視部環境監視課】2
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】3
- 指定障害福祉サービス事業及び指定特定相談支援事業並びに指定障害児相談支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】5

◇ 公 告

- 道路位置の指定【建築都市局指導部建築審査課】7
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】8
- 建築基準法の規定による認定【建築都市局指導部建築指導課】9

◇ 交 通 局

- 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】10

◇ 訂 正

- 第4318号の訂正【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】11

北九州市告示第3号

北九州市響灘ビオトープ条例施行規則（平成24年北九州市規則第78号）
第13条の規定により、北九州市響灘ビオトープの指定管理者を次のとおり告示する。

平成31年1月8日

北九州市長 北橋健治

指定管理者に指定したもの		指定する期間
名称	住所	
響灘ビオトープ共同事業体	北九州市若松区ひびきの1番1号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

北九州市告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により次のとおり告示する。

平成31年1月8日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
土屋訪問介護事業所 北九州 北九州市小倉北区 堺町二丁目1番1 7号デザイナーブ リンセス77 3 03号	ユースタイルラボトリー株式会社 東京都中野区中央一丁目 35番6号レッチフィー ルド中野坂上ビル6F 代表取締役 大畑 健	特定無し	4017801517

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
土屋訪問介護事業所 北九州 北九州市小倉北区 堺町二丁目1番1 7号デザイナーブ リンセス77 3 03号	ユースタイルラボトリー株式会社 東京都中野区中央一丁目 35番6号レッチフィー ルド中野坂上ビル6F 代表取締役 大畑 健	特定無し	4017801517

(3) 指定障害福祉サービス事業者（共生型生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
デイサービス 春の音 北九州市八幡西区三ツ頭二丁目20番6号	株式会社コール 北九州市八幡西区折尾二丁目5番20号 代表取締役 高橋由紀子	精神障害者	4016701478

(4) 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
グループホーム ほうぼく 北九州市小倉北区片野四丁目15番13号ロイヤルプラザ206	特定非営利活動法人抱樸 北九州市八幡東区荒生田二丁目1番32号 理事長 奥田知志	特定無し	4027800111

(5) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
放課後等デイサービス C o t o n e 北九州市門司区大字畑1981番地	社会福祉法人北九州あゆみの会 北九州市戸畑区汐井町1番6号 理事長 藤本新二	重症心身障害児以外	4057601637

2 指定年月日

平成30年11月1日

北九州市告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項及び第51条の2第5第4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の3第2項の規定による指定障害福祉サービス事業及び指定特定相談支援事業並びに指定障害児相談支援事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号及び第51条の30第2項第2号並びに児童福祉法第24条の37第2号の規定により次のとおり告示する。

平成31年1月8日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
フラワー 北九州市小倉北区 木町四丁目15番 3号	株式会社晴天 北九州市小倉北区木町四 丁目15番3号 代表取締役 岸 葉子	知的障害 者	4017800493

(2) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ぶーすたー 北九州市小倉北区 木町一丁目6番3 号	株式会社ぶーすたー 北九州市小倉北区木町一 丁目6番3号 代表取締役 榎本善一	身体障害 者（内部 障害）、 知的障害 者、精神 障害者、 難病患者 等	4017801228

(3) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の	事業の主たる対象	事業所番号

	所在地及び代表者名	者	
星の子作業所Ⅱ 北九州市小倉北区 木町四丁目13番 6号	株式会社晴天 北九州市小倉北区木町四 丁目15番3号 代表取締役 岸 葉子	特定無し	4017801400

(4) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援事業所夢 工房 北九州市小倉南区 重住二丁目6番6 2号	合同会社夢工房 北九州市小倉南区重住二 丁目4番21号 代表社員 阿部 豊	特定無し	4037700392

(5) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援事業所夢 工房 北九州市小倉南区 重住二丁目6番6 2号	合同会社夢工房 北九州市小倉南区重住二 丁目4番21号 代表社員 阿部 豊	障害児	4077703785

2 事業廃止年月日

平成30年10月31日

北九州市公告第2号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月8日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定年月日及び指定番号

平成31年1月8日 第654806号

2 申請者の住所及び氏名

北九州市小倉北区木町四丁目2番2号

株式会社アスティーエステート 代表取締役 永野敬子

3 指定した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉北区原町一丁目39 9番17	5.00	23.04

北九州市公告第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成31年1月8日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区南王子町4番2及び4番41から4番53まで	福岡市中央区天神四丁目3番30号 株式会社トータテ都市開発九州 代表取締役 川西亮平
北九州市戸畑区千防三丁目79番1から79番10まで	福岡市中央区天神一丁目11番17号 西日本鉄道株式会社 代表取締役 倉富純男
北九州市小倉南区大字貫1690番1	北九州市小倉南区中曽根東一丁目7番11-102号 丸尾博樹 丸尾貴子
北九州市小倉南区蒲生二丁目742番3、742番4、746番2及び747番1	北九州市小倉南区蒲生二丁目11番25号 山口光秋
北九州市八幡西区藤原二丁目348番5、348番7から348番22まで、349番のうち、824番7、824番8、827番1、828番1のうち、829番27のうち、836番5、無番及び無番のうち並びに浅川一丁目1番104のうち、348番2のうち、348番3のうち、348番7のうち、348番11及び348番16から348番18まで	北九州市小倉北区明和町9番1号 株式会社海王 代表取締役 竹下弘実

北九州市公告第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定による認定をしたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月8日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請者氏名

独立行政法人都市再生機構九州支社 支社長 西周健一郎

2 認定に係る対象区域の位置

北九州市小倉南区志徳一丁目644番2、654番1、662番3、731番4、751番2、755番2、780番2、799番、843番1、846番1、847番35及び890番73並びに大字志井1880番、1883番2及び1883番3

3 認定年月日

平成30年12月27日

北九州市交通局管理規程第1号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年1月8日

北九州市交通局長 吉田茂人

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項第2号中「9月1日から同月7日」を「8月26日から9月7日」に改める。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成 30 年	第4318号	4	24行目	201台	273台
			26行目	205台	277台